

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		保護費の徴収決定
根拠条例・規則等名		①生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ②生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号） ③さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さい たま市規則第 43 号）
条 項		①第 77 条の 2 ②第 22 条の 3 ③第 6 条
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	福祉事務所長は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要した費用の範囲内において、生活保護法第 63 条の規定による福祉事務所長の定める額の全部又は一部を当該被保護者から徴収することができる。
	設定等年月日	平成 30 年 10 月 1 日設定 平成 31 年 3 月 1 日最終改正
備 考		